

職業紹介事業に関わる紹介手数料等について

NEXCO 中日本サービス株式会社 許可番号（23ーユー300841）

- 手数料に関する事項 ・ 求人者から徴収する手数料については下表のとおりです。

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人を受け付ける時の事務費用	1,000円 手数料負担者は求人者とします。
求人・求職の申込みを受理した時以降、求人・求職者に提供する紹介のサービス	成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間で支払われた賃金の30% 手数料負担者は求人者とします。
求人の充足を容易にするための求人者に対する専門的な相談・助言	成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間で支払われた賃金の30% 手数料負担者は求人者とします。
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	着手金 100,000円 活動1日当たり 30,000円 成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間で支払われた賃金の30% 手数料負担者は求人者とします。
就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間で支払われた賃金の30% 手数料負担者は求人者及び関係雇用主とします。

上記手数料は消費税が含まれています。

- ・ 求職者からは手数料は徴収いたしません。

- 返戻金制度に関する事項 ・ 当事業所は返戻金制度（紹介により就職した求職者が早期に離職した場合に、手数料の全部又は一部を返戻する制度）を設けています。

◎手数料の返還について

（当社から紹介された人材が早期に退職した場合の措置）

- ① 専ら派遣先の事由により退職するに至った場合、いったん受領した紹介手数料及びその消費税相当額は返却しない。なお、当該退職がご紹介を受けた企業の支払い前であっても、ご紹介を受けた企業の支払債務は消滅しないものとする。
- ② ご紹介した人材の責めに帰すべき理由により退職に至った場合、採用日から1ヶ月以内の場合は手数料の全額を返却するものとする。また、ご紹介した人材の責めに帰すべき理由により3ヶ月以内に退職に至った場合は手数料の5割を返却することとする。